各位

2019 年 5 月 14 日
プロパティエージェント株式会社
（東証一部・コード番号　3464）

当社コンパクトマンションの販売について

先日の一部報道において、フラット 35 を不動産投資に利用した不動産業者に関する報道がなされました。これにより、住宅金融支援機構が実態を本格調査する方針を固めるなど、業界として注視されている事項であるため、これに対する当社の状況及び体制を下記の通り、ご説明申し上げます。

記

当社は東京 23 区の都心エリアを中心に、コンパクトマンション（専有面積 30 ㎡以上 50 ㎡未満）の居住目的のお客様への販売を行っており、居住を目的とした住宅ローンのご提案を同時に行っております。

この住宅ローンを提供する提携の金融機関への連絡、事務処理手続き、不動産引渡しの登記等決済手続きは、販売担当社員とは違った管理部門配下の組織で行っており、販売社員が勝手に処理できない組織体制となっております。また、お客様には、その購入の目的が居住を目的とするものであることを明確に確認するために、物件購入確認書という書面において、購入の目的の確認を書面にて行い、購入契約時に取得することとしております。

このように、当社が販売をしているコンパクトマンションについては、社内牽制が働く仕組みとなっていることから、これをフラット 35 で購入し、投資に活用するということは社内体制上できない仕組みとなっております。

これにつきまして、念のため当社が販売した物件の賃貸管理の有無を確認するなどの社内調査を実施いたしましたが、当社が販売した物件につきまして、賃貸管理を行っている事実は発見されませんでした。

当社といたしましては、今後も変わらず、従来通りのコンプライアンス遵守に努めつつ、お客様に価値ある提案をしてまいる所存ですので、変わらぬご支援賜りますこと、宜しくお願い申し上げます。

■本件に関するお問い合わせ先
プロパティエージェント株式会社　経営企画部 IR 担当
TEL　：　03-6302-3627
FAX　：　03-6706-7506
Mail　：　ir.info@propertyagent.co.jp

以　上